

知っていますか？生活道路の定義

① 幅員が m未満

② がない



改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が**60キロメートル毎時から30キロメートル毎時**に引き下げられます。（施行日：**令和8年9月1日**） 出典：警視庁HP

